

第4回

経済環境小委員会会議録

平成15年12月10日（水）

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

第4回 経済環境小委員会

○日 時 平成15年12月10日(水) 午後3時00分

○会 場 木曾川町役場3階 大委員会室

○出席委員(8名)

委員長	井浪 清	木曾川町議会議員	副委員長	木村 貞雄	一宮市議会議員
委員	北岸 節男	尾西市議会議員	委員	大島千恵子	一宮市学識経験者
〃	佐野 豪男	一宮市学識経験者	〃	吉田 弘	尾西市学識経験者
〃	五藤 和吾	木曾川町学識経験者	〃	五藤 久佳	木曾川町学識経験者

○欠席委員(1名)

委員 上田 芳敬 尾西市学識経験者

○議事日程

1. 開会

2. 議題

(1) 協議事項

協議経環第6号 使用料、手数料等の取扱いについて

協議経環第7号 補助金、交付金等の取扱いについて

(2) 提案事項

協議経環第8号 公共的団体等の取扱いについて

3. その他

経済環境小委員会の日程について

4. 閉会

○森 輝義事務局長

お待たせをいたしました。皆様おそろいになりましたので、ただいまから「第 4 回一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会 経済環境小委員会」を開催いたします。

それでは、議事に入ります前に、数点確認をさせていただきたいと存じます。

本日の会議に当たりまして、3号委員の上田委員さんから欠席のご連絡をいただいているところでございます。従いまして、本日の出席状況は、委員総数9名のうちご出席が8名となっており、小委員会規程第6条第2項の規定により、開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、井浪委員長さん、よろしくお願い申し上げます。

○井浪 清委員長

どうも皆さん、改めましてこんにちは。本日の出席、大変ご苦勞様でございます。また、北岸委員さんにはこの度のご当選まずもっておめでとうでございます。

○北岸 節男委員

ありがとうございます。

○井浪 清委員長

これからも引き続きよろしくお願いいたします。

○北岸 節男委員

こちらこそよろしく。

○井浪 清委員長

今年度、最後の小委員会になりましたが、それでは早速、本日の議題に入らせていただきます。

協議事項第6号、使用料、手数料等の取扱いにつきまして議題とさせていただきます。資料の1ページ（資料1）をお開きください。

これは、提案事項でございますが、お持ち帰りになり検討された結果、ご意見、ご質問等ございましたらひとつよろしくお願いいたします。

ご意見ございませんか。

ほかにご意見等がないようでございますので、協議事項第6号の調整方針につきましては、原案のとおり承認することでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井浪 清委員長

ありがとうございました。異議なしと認めます。

協議事項第6号は、原案のとおり承認されました。

続きまして、協議事項第7号、補助金、交付金等の取扱いにつきまして議題とさせていただきます。

資料の2ページ（資料2）をお開きください。

お持ち帰りになり、これも検討された結果、ご意見、ご質問等ございましたらひとつよろしくお願ひいたします。

五藤委員、どうぞ。

○五藤 和吾委員

これ、見させていただいて、大まかに言いますと、3項目こんな形になってくるのではないかと思うわけですが、先日も、質問やお願いをしておきましたけれども、これがどの部類に入るかということと、それから木曾川町の商工会というのは、先般も申し上げたように、編入合併については今のところ全然考えていないと。いろいろなこれは事情があるということで、もう大抵の意見が単独、独自でいこうということになっておるわけですね。

従って、前回10項目の商工会補助金について、ここにもありますけれども、新市において一定期間内に調整するとなっておりますが、これは現行どおりでお願いしたいと思っております。

もちろんこれについては未来永劫にこのままでいけるというようなことは考えておりませんが、この点ひとつお骨折り願ひたいと思います。

○井浪 清委員長

はい、事務局。

○山口 善司幹事長

前回に続きましてのご質問、確認的な考え方でございます。この調整方針でいきますと、(2)になるかと思ひます。各市町独自のものについては、従来の実績を尊重しということでございまして、これが委員さんもおっしゃったとおり、未来永劫ということはこれは当然ございませぬ。やはり、例えば5年だとか10年だとか、そういうスパンではやはりこれは何らかの全体的な調整を図っていく必要があるだろうということでご理解を賜りたいと存じます。

○井浪 清委員長

はい、ありがとうございました。

五藤委員、いかがですか。

○五藤 和吾委員

少なくとも、10年ぐらひはこのままでいってもらいたいということだし、その間にいろいろまた事情も変わってくる、そういうふうになると当然、協議するという事になると思ひますが、10年ぐらひはやってみてひとつ進めてもらいたい、こういうふうに思ひます。

○井浪 清委員長

ほかに、ご意見とかご質問ございますか。

○北岸 節男委員

ちょっと1つだけお願ひします。

○井浪 清委員長

はい、北岸委員さん。

○北岸 節男委員

補助金、交付金等を正直な話、細部まで私は承知しているわけではないものですから。本来ならば、合併を期に補助金、交付金というのは全面的に見直しをするという絶好の機会だと私は思うのですが、今ここで1項目、1項目すべての制度について、ご説明を願って承知した上で判断しなさいという作業はちょっと無理だと私も思います。

ですから、課題として私は合併を機に補助金、交付金の全面的な洗い出しをやっていただく必要があるし、存続させるべきか、もしくは廃止するべきかも1項目、1項目どこかでおやりいただく必要があるだろうと思っております。

それは正直な話、本来は事務方がやるよりは我々が本当はやった方がふさわしいのだろうとは思いますが、その時間はちょっと与えられておりませんよね、正直な話。どこかの宿題ということで、合併協議会の方でもご報告をいただきたいと思います。

○井浪 清委員長

答弁要りますか。

○北岸 節男委員

1項目、1項目のすべての洗い出しというか、適否を事務方としては一応おやりになっているのだろうかということだけをお聞きしておきたいと思います。

○井浪 清委員長

そういうことでございます。

はい、事務局。

○伊神 正文事務局課長

今般、この経済環境小委員会にかけさせていただきました補助金、これはこの小委員会のみならず総務文教、建設もすべてでございしますが、11月の小委員会の方に補助金、交付金等を掲げさせていただきました。

この経済環境小委員会においても、1の最新規制適合車から17の小規模企業者等設備導入資金まで別掲扱いで掲げさせていただきましたご説明申し上げ、皆様方にもご意見を頂戴すると提案させていただいたところであります。そのほかの一覧になっております農林水産、あるいは商工観光等、多数の補助金、交付金がございます。

これらについては、正直申し上げて、まだ調整が整っていないものもございしますが、調整を図ってまいりたいと考えております。

それで、最終的に補助金、交付金の洗い出しというようなことをおっしゃったわけですが、これについてはやはり合併が行政改革の一面を持っているといったことから、また再度、今度は財政担当を交えながら行っていく必要があると考えております。

○井浪 清委員長

はい、ありがとうございます。

ほかにご質問等、ご意見ございますか。

ないようでございますので、協議事項第7号の調整方針につきましては、原案のとおり

り承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井浪 清委員長

ありがとうございました。異議なしと認めます。

協議事項第7号は、原案のとおり承認されました。

続きまして、提案事項でございますが、資料の3ページ(資料3)をお開きください。

それでは、協議事項第8号の協定項目16、公共的団体等の取扱いについて議題とさせていただきます。

事務局から説明をお願いします。

事務局、どうぞ。

○伊神 正文事務局課長

次第の3ページをお願い申し上げます。

協議経環第8号、公共的団体等の取扱いについて(協定項目第16号)でございます。

調整方針を読ませていただきます。

公共的団体等については、新市の一体性を速やかに確立するため、それぞれの実情等を尊重しながら統合・再編の調整に努めるものとする。

(1) 2市1町に共通している団体は、合併時に統合・再編するよう調整に努めるものとする。

(2) 2市1町に共通している団体で、実情により合併時に統合・再編できない団体は、合併後速やかに統合・再編するよう調整に努めるものとする。

(3) 独自の団体は、現行のとおりとする。

恐れ入ります。協議附属資料、公共的団体等の取扱いをお願い申し上げます。

はねていただきまして、1ページでございます。

一番上段に農林水産、次に商工観光、環境といったことで、それぞれ関係する公共的団体を掲げさせていただいております。数的には農林水産が21、商工観光が22、それから環境が3団体といったことで提示させていただいております。

公共的団体というのは、実のところ明確な定義はございません。今、ここに掲げさせていただいているもののほか、この経済環境の所管になるであろうほかの公共的団体もまだたくさんあるかと考えております。ここに掲げさせていただきましたのは、あくまでも例示ということでご理解を賜りたいと考えております。

先ほど、調整方針で述べさせていただきましたように、それぞれの団体においては実情がございます。その実情を尊重しながら統合・再編に努めるものとするといったことで、行政が何かしらお手伝いをしながら再編ができるものは再編していきたいといったことで、今回この内容でご提案しご承認をいただきたいというものでございますので、よろしくようお願い申し上げます。

私からは以上です。

○井浪 清委員長

ただいま、事務局より公共的団体等の取扱いについて説明がございました。

ご意見、あるいはご質問等ございますか。

はい、北岸委員。

○北岸 節男委員

本当に申し訳ないですが、余り普段耳にしないような団体もあって、私の不勉強のせいでと思いますが、簡単にいろいろな団体の概要を説明願えますでしょうか。

○井浪 清委員長

はい、事務局どうぞ。

○伊神 正文事務局課長

すべての団体ですね。

○北岸 節男委員

そうですね。

○伊神 正文事務局課長

まず、一番上の4Hクラブでございますが、これは16歳から30歳の農業後継者による農業技術の研修とか、プロジェクト活動、ボランティア活動をしてみえる団体でございます。

次に、女性農業者会議、これは一宮市と尾西市にございますが、農家生活の向上を図るための活動、地元農産物の有効利用といったことで活動しておみえになる団体でございます。

次に、木曾川町生活改善組合、これも農家の主婦等で組織する生活改善の活動をしてみえるグループというものでございます。

次に、猟友連合会でございますが、鳥獣による農作物に対する被害の防止、軽減を図るための活動をしてみえるという団体でございます。

愛知西農業協同組合は、よろしいですね。

それから、一宮市地域農政推進協議会、あるいは尾西市水田農業推進協議会、それから木曾川町の水田農業経営確立対策推進協議会、これは前回、農業のところでかけさせていただいたものでございまして、転作等の推進を行っている団体とご理解を賜りたいと存じます。

次に、いちのみや緑と花の診療所でございますが、これについても前回農業のところで書かせていただきました。植木や花木の生産振興、栽培技術の向上並びに市民緑化の啓発活動に寄与するといったことで樹木の消毒とか、あるいは園芸のアドバイスをするといった団体といたしますか、診療所でございます。

畜産農業共同組合については、これは市内の畜産農家を構成員として、酪農、養豚、養鶏、養蜂の4部門を受け、家畜の予防注射や畜舎の消毒など経営指導を中心に行ってみえるといったことでございます。

次に、木曾川漁業ですが、これは内水面漁業といたしますか、鮎の放流をしたり、鮎の一夜干しをつくってみえる団体ということでございまして、木曾川流域の一宮、尾西、

木曾川町、祖父江町、2市2町を区域とした漁協といったことをごさいます。先ほど申しました鮎の一夜干しや鱒釣り場や鮎の競り市場の開設等々、あるいは鮎の人工孵化の放流といったことをやっておみえになります。

それから次の一宮食品商業共同組合、これも前回かけさせていただきました卸売市場で代払いをしている団体ということをごさいます。

次に、尾西市採種組合連合会をごさいます。優良種子の生産と普及、品質の改良等をやっておみえになる団体ということをごさいます。

それから、木曾川玉葱採種組合、これも前回かけさせていただきましたので、省略させていただきます。

次に、尾西市と木曾川町のオペレータークラブをごさいます。要はオペレーターと申しますのは、地主に代わって耕作をする人たちの集まりとお考えくだされば結構だと思います。このオペレータークラブ推進連絡会というのは、その団体同士でつくってみえる連絡会をごさいます。

次に、商工観光の職業訓練協会をごさいます。愛知県知事の認定を受け、認定職業訓練指導、こういったことを行っている団体ということをごさいます。

次に、一宮地方労働推進協議会をごさいます。一宮地方の勤労者が業種を超えて活動する、あるいは交流をするという団体のことをごさいます。

尾西市の青少年育成協議会をごさいます。市内勤労者の交流、親睦を図ったり、若手勤労者の育成を図るといったような目的で設置された団体をごさいます。

次に、愛知県労働者福祉協議会をごさいます。尾張西北部地域における勤労者の福祉活動を総合的に推進し、地域における勤労者の自主福祉活動を高める、あるいは会員相互の連帯感を強めて勤労者の経済的、文化的地位の向上を図るといった活動をしておみえになる団体をごさいます。

尾西市労務会をごさいます。これも市内勤労者の福祉の推進、若年勤労者の定着、こういったことの目的でできた団体をごさいます。

商工会議所、商工会については、説明は省略させていただきます。

次に、大規模小売店舗立地法連絡会をごさいます。これは大店舗法が改正され、その小売店舗立地法が制定され、今までの面積要件とかいったことからその大店舗ができることによって周りの環境、あるいは交通障害、そういったことへの対策のシフトがなされております。それらのことを行政と警察と保健所、あるいは建設事務所等々の方が集まって新しい店舗の立地について協議をするといった団体をごさいます。

次に、尾織青年会、中小企業が主たる構成員の若手経営者で組織された団体であります。中小企業者の若手経営者がそれぞれ、宿泊研修をされたり交流会をされたりといったことで研修をされる団体ということをごさいます。

尾西毛織工業協同組合をごさいます。尾西地方の毛織物の振興を図られている団体とご理解賜りたいと存じます。

尾北毛織工業協同組合、これも内容は一緒をごさいます。地域が違うということの名

称が変わってきたということでございます。

次に、尾州綿スフ織物工業組合でございますが、綿スフというのはパルプ繊維、ステープルファイバーの略のようでございますが、こういったものをつくってみえる団体の組合で、化学繊維及び合成繊維を材料とする製品の加工生産の研究・調査並びに資質の向上、発達を促進し、貿易振興を目的とするといったことでございます。

あとのものは、私にかわりまして担当からお答えさせていただきまして、観光協会、これも従前ご説明してございますが、自然に恵まれない一宮市への観光客を誘致するための団体ということで、各種団体との連携の観光行事をやっているということでございます。

それから消費生活改善グループ、あるいは消費生活学校でございますが、不用品交換即売会等の行事を実施しながら、日々の生活に役立てる消費の勉強をしているとご理解を賜りたいと存じます。

次に、資源回収推進協議会でございますが、これも前回ごみのところでご説明したと思いますが、各連区に設置され、市と協力して資源回収が円滑に実施できるよう連絡、調整を図る団体でございます。

それから、再生資源共同組合でございますが、愛知県再生資源事業共同組合の指導、監督のもと資源回収を行って、一宮市の場合は昭和57年より一宮市と協定書を締結して回収業者として現在に至るといったものでございます。

ちょっと省略したものについては、担当からご説明申し上げます。失礼いたしました。

○牧野 清治一宮市経済部経済振興課長補佐

それでは、私の方からまず繊維卸商団体連合会でございますけども、こちらは一宮の繊維卸センターがございます。あちらの方にある団体でございますが、その下にあります毛織物元売卸商業組合、アパレル協会、繊維卸センター、この3つが一緒になったもので、テキスタイルの卸売の連合会でございます。

その下に毛織物元売卸商業組合、これは日本的な組織でございますが、その一宮支部、これも繊維卸センターの中に事務局がございますが、毛織物の卸売をしている、ご商売やってみえる方の組合ということなんです。

以上です。

○井浪 清委員長

はい、ありがとうございました。

北岸委員。

○北岸 節男委員

大変厄介なご説明をお願いして申し訳なかったと思っています。

聞いておりますと、大半が独自に組織されて、独自に活動されていると。ですから、この場で私たちがこの会はどうする、こうするという権限がないのではないかと思わせられてしまったのですが、こうしたらどうだというアドバイスぐらいだったら私たちもできないことはないだろうと思いますが、統合・再編の調整に努めるものとする、こ

ううたっていますが、そうすると少し越権行為になるような団体が多いのではないかと
思いますが、その辺はいかがなものなのでしょうか。

○井浪 清委員長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

今の附属資料の3ページをご覧くださいますと、関係法令ということで合併の特例法
の抜粋と地方自治法の抜粋をつけさせていただいております。

まず、地方自治法の157条で、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域
内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができるとう
たわれております。

ですから、この自治法の条文でいけば自治体の長に合併時に関わらず、そういった指
揮ができるということでございますけれども、実はこの指揮監督権というのは、自治法
の第96条第1項第14号の議会の議決事件の中に入っているわけでございます、もし指
揮監督をすとなれば、議会の議決を要すということでございます。

それで、前に戻っていただきまして、特例法について16条の8でございますが、合併
関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性
の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。いわ
ゆる努力義務といたしまして、そういったこともやっていく必要があるとうたっては
おるものの、今、北岸委員さんがおっしゃったように、それぞれの団体はある目的を持
って設置をされた団体であります。

少なくともこの設立の趣旨を曲げるような統合・再編を行政側が強いることがあつて
はならないと考えておりまして、今回このような団体をご提案申し上げたのは、私が一
番最初に説明しましたように、この小委員会の中で統合した方がいいとか、再編した方
がいいというのは、なかなか差し出がましくて言えないのではないかと北岸委員さんお
っしゃったとおりでございます、これはあくまでも団体の自主的な判断に最終的には
お任せすることになるかと思っております。この小委員会の中では経済環境の関係でこ
ういった団体があり、今後、統合するか再編するかわかりませんが、こういった協議
が続けられていくであろうといったことをご認知いただくことかなと考えております
ので、よろしくお願い申し上げます。

○井浪 清委員長

ありがとうございました。

北岸委員、どうぞ。

○北岸 節男委員

私たちがご意見を申し上げられるとしたならば、ただ1点、例えば補助金、交付金等
を受けとっていらっしゃる団体に対して、私は多少のアドバイスなり提案なりは可能だ
ろうと思っています。

一番肝心なことは、活動実態そのものが設立目的、当初設立されたときの目的に添っ

た活動が現在行われているかどうか実態把握をしていかなければいけないだろうと。一例を挙げますと、企業組合なるようなものがある、それに対して補助金が出ています。そうすると実態は何をやっているかという、崇高な目的を掲げているわけですが、実態を見るとお粗末な限りと、申し訳ないですが言わざるを得ない。そういったことをむしろ洗い出して、実態が必ずしも目的に添った形になっていない、実情に合っていない団体があるのであれば、これは統合・再編どころかもうなくしてもいいのではないかというような話も出てきて当然だろうと私は思います。そこら辺までの協議をやはりどこかで進める必要があるだろうと思います。

私たちに猟友会をどうなさいますか、オペレーター協会をどうなさいますかというのは全く関わりを持たないだろうと思いますので、紙の上に落としますと、正直な話全体把握ができないと、全体把握をやはりきちんととらえた上で今後は統合・再編並びに廃止も含めて検討課題としてやっていく必要があるだろうと思います。

○井浪 清委員長

はい、ありがとうございます。

はい、五藤委員どうぞ。

○五藤 和吾委員

今、ご説明を聞いたわけですが、この中で要するに法的に認可された団体、また任意団体もこの中にも恐らく含まれていると思うのです。それから、今の各市町に設置されているとはまた違うと思うのです。個々に、もちろん一宮市とか尾西市とか木曾川町に設置されている組合、団体もあるわけですが、これをずっと見ていると、要するにその会員がまたがっている団体を全部列記してあると私は見ているわけですが、木曾川町だけを取り上げて参考にしてもらうということならば、要するに尾北ですね、それから尾州綿スフ織物、これは尾州織物工業区域協同組合だと思うのですが、それはもちろん木曾川町にあります。

それから、木曾川織物修整協同組合ですね、それから木曾川町商業協同組合、これも法的に認可された組合が木曾川町にあるということで、あと木曾川連合発展会、木曾川銀座街発展会、北黒田東部発展会、また食品協会、こんなところがあるわけですね。だから、そういうところも十分参考にしていただいて、検討してもらうということが必要ではないかなと。

ほかの一宮市、尾西市、これは私はわかりませんので、申し訳ありませんけれども、やはりそういうところは十分検討してもらう必要があるのではないかと私は思います。

○井浪 清委員長

事務局、どうぞ。

○伊神 正文事務局課長

今の委員さんのご意見に対してのお答えになってないかと思っておりますけれども、先ほど私が冒頭に申し上げたように、ここに掲げさせていただいた団体のほかに、2市1町に数多くの公共団体があると申し上げました。今ここに掲げた公共的団体のその経緯は何

だということですが、私ども2市1町の事務担当者で、一つ一つの事業を合併したらどうするのかということですり合わせを行った結果、その中から出てきた行政と関連する団体をここに掲げさせていただいたということですが、今、五藤委員さんおっしゃったように相当数の漏れと申しますか、ここに表記されてない団体もあるかと思えます。

ですから、この点は北岸委員さんの意見もあったわけですが、私どもといたしましては、それぞれの団体の性格、趣旨が違いますので、行政の方から一方的に統合云々ということは申し上げず、それぞれの団体の任意の協議の方に委ねてまいりたいと考えているところでございます。

○井浪 清委員長

はい、ありがとうございました。

そういう意味でございますので、これまたひとつ提案事項ですので、よろしく願います。

○五藤 和吾委員

そうですね、すり合わせ等でしてもらって。

○井浪 清委員長

吉田委員、どうぞ。

○吉田 弘委員

ここに今、掲げてあります各団体の現在における市町の補助金、それを次の委員会までに差し支えなければ提出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○井浪 清委員長

補助金の額ですか。

○吉田 弘委員

補助金の額です。

○井浪 清委員長

額ですか。

事務局、どうぞ。

○伊神 正文事務局課長

出ていない団体もあると思いますが、出ているものについては提示させていただき

○井浪 清委員長

ほかにご意見ございませんか。

ほかにご意見もないようでございますので、お持ち帰りの上、次回までにお考えをおまとめいただいて、またこの次によろしく願います。

それでは、その他に入らせていただきます。

続いて、次第3、その他に入ります。

事務局より説明をお願いします。

はい、事務局どうぞ。

○伊神 正文事務局課長

失礼いたします。

この経済環境小委員会が最初に開かれたときに、この小委員会の所掌事務といたしまして、一部事務組合等の取扱いについてもここでご協議いただくといったことで協定項目を上げさせていただいたということを記憶いたしておりますが、今回、この一部事務組合等の取扱いを掲げさせていただこうということで、洗い出しをしたところ7つの団体がございました。当小委員会に関係するものは、尾張農業共済事務組合のみでございまして、各小委員会で1つ、2つを上げさせていただくのもいかがかなと思ひまして、事務局の勝手でございますが、7つの団体について総務文教小委員会の方で一括して掲げさせていただこうと考えておりますので、よろしくご理解のほど賜りたいと思ひます。

もともとこの2市1町の合併は、編入合併ということで決まったということでございますので、尾張農業共済事務組合についても尾西市、木曾川町は当該組合から合併の日の前日をもって脱退することを内容としてはご提案するのみでございますので、先ほど申しました総務文教小委員会で一括してこの尾張農業共済事務組合についても提案申し上げることでご理解を賜りたいと思ひます。よろしくお願ひ申し上げます。

○井浪 清委員長

今、事務局の説明いいですか、これ。

総務文教小委員会で一括と、こういうことでひとつご了承のほどよろしくお願ひいたします。

はい、事務局どうぞ。

○森 輝義事務局長

それでは、引き続きまして4ページ資料4をご覧ください。

次回「第5回経済環境小委員会」は、年明けになりますけれども、1月22日木曜日午前9時30分からこの場所を変更いたしまして、一宮地場産業ファッションデザインセンター2階の第1会議室を予定しております。また、改めて文書でご案内申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

その他につきましては、以上でございます。

○井浪 清委員長

本日予定しておりました議題は以上でございます。終始熱心なご討議ありがとうございました。

これで、小委員会は閉じさせていただきます。どうもご苦勞様でございました。

午後3時43分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成15年12月25日

会議録署名委員 井 浪 清 (自署)